

令和元年亀岡市議会定例会 6月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)						
別表第1（第3条関係） 市民ホール使用料							別表第1（第3条関係） 市民ホール使用料						
使用時間区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	使用時間区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
基本使用料	<u>1,620円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,240円</u>	<u>4,320円</u>	<u>5,940円</u>	<u>7,560円</u>	基本使用料	<u>1,650円</u>	<u>2,750円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,400円</u>	<u>6,050円</u>	<u>7,700円</u>
備考							備考						
<ol style="list-style-type: none"> 1 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の10割相当額を加算する。 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、基本使用料の10割相当額を加算する。 3 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料の4割相当額を加算する。 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき<u>1,080円</u>とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。 6 附帯設備を使用する場合は、別に規則で定める附帯設備使用料を徴収する。 							<ol style="list-style-type: none"> 1 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の10割相当額を加算する。 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、基本使用料の10割相当額を加算する。 3 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料の4割相当額を加算する。 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき<u>1,100円</u>とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。 6 附帯設備を使用する場合は、別に規則で定める附帯設備使用料を徴収する。 						

別表第2（第3条関係）

その他庁舎使用料

区分		単位	金額
土地 使用料	電柱その他柱類、水道管その他管類、地下電らんその他線類、公衆電話所	亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）に定める額	
	その他の土地	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料		1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額
駐車場使用料		1月ごとにつき1台	5,000円

別表第2（第3条関係）

その他庁舎使用料

区分		単位	金額
土地 使用料	電柱その他柱類、水道管その他管類、地下電らんその他線類、公衆電話所	亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）に定める額	
	その他の土地	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料		1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の110を乗じ土地使用料を加算した額
駐車場使用料		1月ごとにつき1台	5,090円

亀岡市野外活動施設条例（昭和57年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																								
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>野外活動センター使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>1人</td> <td style="text-align: right;"><u>540円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>施設使用料</p> <p>(1) キャンプ場宿泊料</p> <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>1人1泊</td> <td style="text-align: right;"><u>750円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </table> <p>(2) テント使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>キャンプテント(6人用)</td> <td>1張1泊</td> <td style="text-align: right;"><u>2,160円</u></td> </tr> <tr> <td>持込みテント</td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>1,080円</u></td> </tr> </table> <p>(3) スポーツハウス使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>和室</td> <td>1人1日</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </table> <p>(4) さくらツリーハウス使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>1棟1泊（4人用）</td> <td style="text-align: right;"><u>5,400円</u></td> </tr> <tr> <td>1棟1日（4人用）</td> <td style="text-align: right;"><u>2,700円</u></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す</p>	大人	1人	<u>540円</u>	小人		200円	大人	1人1泊	<u>750円</u>	小人		300円	キャンプテント(6人用)	1張1泊	<u>2,160円</u>	持込みテント		<u>1,080円</u>	和室	1人1日	200円	会議室		200円	1棟1泊（4人用）	<u>5,400円</u>	1棟1日（4人用）	<u>2,700円</u>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>野外活動センター使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>1人</td> <td style="text-align: right;"><u>550円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>施設使用料</p> <p>(1) キャンプ場宿泊料</p> <table border="1"> <tr> <td>大人</td> <td>1人1泊</td> <td style="text-align: right;"><u>760円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </table> <p>(2) テント使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>キャンプテント(6人用)</td> <td>1張1泊</td> <td style="text-align: right;"><u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td>持込みテント</td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>1,100円</u></td> </tr> </table> <p>(3) スポーツハウス使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>和室</td> <td>1人1日</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </table> <p>(4) さくらツリーハウス使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>1棟1泊（4人用）</td> <td style="text-align: right;"><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>1棟1日（4人用）</td> <td style="text-align: right;"><u>2,750円</u></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す</p>	大人	1人	<u>550円</u>	小人		200円	大人	1人1泊	<u>760円</u>	小人		300円	キャンプテント(6人用)	1張1泊	<u>2,200円</u>	持込みテント		<u>1,100円</u>	和室	1人1日	200円	会議室		200円	1棟1泊（4人用）	<u>5,500円</u>	1棟1日（4人用）	<u>2,750円</u>
大人	1人	<u>540円</u>																																																							
小人		200円																																																							
大人	1人1泊	<u>750円</u>																																																							
小人		300円																																																							
キャンプテント(6人用)	1張1泊	<u>2,160円</u>																																																							
持込みテント		<u>1,080円</u>																																																							
和室	1人1日	200円																																																							
会議室		200円																																																							
1棟1泊（4人用）	<u>5,400円</u>																																																								
1棟1日（4人用）	<u>2,700円</u>																																																								
大人	1人	<u>550円</u>																																																							
小人		200円																																																							
大人	1人1泊	<u>760円</u>																																																							
小人		300円																																																							
キャンプテント(6人用)	1張1泊	<u>2,200円</u>																																																							
持込みテント		<u>1,100円</u>																																																							
和室	1人1日	200円																																																							
会議室		200円																																																							
1棟1泊（4人用）	<u>5,500円</u>																																																								
1棟1日（4人用）	<u>2,750円</u>																																																								

る小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。

る小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)						
別表第1（第8条関係）							別表第1（第8条関係）						
施設	使用時間	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後8時まで	施設	使用時間	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後8時まで
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
亀岡市営春日坂球技場 （コート1面につき）		1,080	1,080	1,080	1,080	1,620	亀岡市営春日坂球技場 （コート1面につき）		1,100	1,100	1,100	1,100	1,650
亀岡市営月読 橋球技場	全面	3,240	3,240	3,240	3,240		亀岡市営月読 橋球技場	全面	3,300	3,300	3,300	3,300	
	半面	1,620	1,620	1,620	1,620			半面	1,650	1,650	1,650	1,650	
亀岡市営医王谷野球場		1,620	1,620	1,620	1,620		亀岡市営医王谷野球場		1,650	1,650	1,650	1,650	
亀岡市営月読 橋第2球技場	全面	2,160	2,160	2,160	2,160		亀岡市営月読 橋第2球技場	全面	2,200	2,200	2,200	2,200	
	半面	1,080	1,080	1,080	1,080			半面	1,100	1,100	1,100	1,100	
亀岡市営月読 橋第3球技場		970	970	970	970		亀岡市営月読 橋第3球技場		990	990	990	990	
亀岡国際広場 球技場	球技場 （全面）	1,080	1,080	1,080	1,080		亀岡国際広場 球技場	球技場 （全面）	1,100	1,100	1,100	1,100	
	テニスコート （コート1面に つき）	1,080	1,080	1,080	1,080			テニスコート （コート1面に つき）	1,100	1,100	1,100	1,100	
東別院グラウ ンド	全面	2,160	2,160	2,160	2,160	3,240	東別院グラウ ンド	全面	2,200	2,200	2,200	2,200	3,300
	半面	1,080	1,080	1,080	1,080	1,620		半面	1,100	1,100	1,100	1,100	1,650
亀岡市営春日坂球技場夜間照明 （コート1面につき）		1時間につき430円					亀岡市営春日坂球技場夜間照明 （コート1面につき）		1時間につき440円				
東別院グラウンド夜間照明		1時間につき2,770円					東別院グラウンド夜間照明		1時間につき2,820円				

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)						
別表第1（第10条関係）					別表第1（第10条関係）						
種別\使用時間区分		午前	午後	夜間	全日	種別\使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～ 午後10時			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
亀岡市コミュニティセンター（1階）	コミュニティホール	円 2,160	円 3,240	円 4,320	円 9,720	亀岡市コミュニティセンター（1階）	コミュニティホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
亀岡市障害者福祉センター（1階）	会議室	430	540	640	1,620	亀岡市障害者福祉センター（1階）	会議室	440	550	660	1,650
亀岡市中央老人福祉センター（2階）	教養娯楽室	430	540	640	1,620	亀岡市中央老人福祉センター（2階）	教養娯楽室	440	550	660	1,650
	会議室	430	540	640	1,620		会議室	440	550	660	1,650
亀岡市働く女性の家（3階）	和室	540	640	750	1,940	亀岡市働く女性の家（3階）	和室	550	660	770	1,980
	会議室	540	640	750	1,940		会議室	550	660	770	1,980
	講習室	1,180	1,400	1,720	4,320		講習室	1,210	1,430	1,760	4,400
	料理実習室	750	860	970	2,590		料理実習室	770	880	990	2,640
亀岡市勤労青少年ホーム（4階）	音楽室	640	750	860	2,260	亀岡市勤労青少年ホーム（4階）	音楽室	660	770	880	2,310
	講習室	750	860	1,080	2,700		講習室	770	880	1,100	2,750
	軽運動室	750	860	1,080	2,700		軽運動室	770	880	1,100	2,750
	集会室	430	540	640	1,620		集会室	440	550	660	1,650
別表第2（第14条関係）					別表第2（第14条関係）						
区分		単位	金額		区分		単位	金額			
団体事務室		1月	42,100円		団体事務室		1月	42,900円			

ふれあいプラザ条例（平成17年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第1（第10条関係）			別表第1（第10条関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
世代間交流室	1時間	<u>320円</u>	世代間交流室	1時間	<u>330円</u>
別表第2（第14条関係）			別表第2（第14条関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
社会福祉協議会事務室	1月	<u>43,200円</u>	社会福祉協議会事務室	1月	<u>44,000円</u>

亀岡市立文化センター条例（平成14年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																																																														
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表_____に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>文化センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">期間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後6時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td>通常期間</td> <td>1,080円</td> <td>1,080円</td> <td>1,290円</td> </tr> <tr> <td>冷房期間</td> <td>1,510円</td> <td>1,510円</td> <td>1,810円</td> </tr> <tr> <td>暖房期間</td> <td>1,400円</td> <td>1,400円</td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>通常期間</td> <td>320円</td> <td>320円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>冷房期間</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>暖房期間</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料理室</td> <td>通常期間</td> <td>750円</td> <td>750円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>冷房期間</td> <td>1,050円</td> <td>1,050円</td> <td>1,270円</td> </tr> <tr> <td>暖房期間</td> <td>980円</td> <td>980円</td> <td>1,170円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	期間	午前	午後	夜間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	ホール	通常期間	1,080円	1,080円	1,290円	冷房期間	1,510円	1,510円	1,810円	暖房期間	1,400円	1,400円	1,680円	会議室	通常期間	320円	320円	380円	冷房期間	450円	450円	540円	暖房期間	420円	420円	500円	料理室	通常期間	750円	750円	900円	冷房期間	1,050円	1,050円	1,270円	暖房期間	980円	980円	1,170円	<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>人権福祉センター・東部文化センター・保津文化センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">期間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後6時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td>通常期間</td> <td>1,480円</td> <td>1,970円</td> <td>2,360円</td> </tr> <tr> <td>冷房期間</td> <td>2,070円</td> <td>2,750円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>暖房期間</td> <td>1,920円</td> <td>2,560円</td> <td>3,060円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>通常期間</td> <td>440円</td> <td>580円</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>冷房期間</td> <td>610円</td> <td>810円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>暖房期間</td> <td>570円</td> <td>750円</td> <td>890円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料理室</td> <td>通常期間</td> <td>840円</td> <td>1,120円</td> <td>1,340円</td> </tr> <tr> <td>冷房期間</td> <td>1,170円</td> <td>1,560円</td> <td>1,870円</td> </tr> <tr> <td>暖房期間</td> <td>1,090円</td> <td>1,450円</td> <td>1,740円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。</p> <p>2 市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。</p>	種別	期間	午前	午後	夜間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	ホール	通常期間	1,480円	1,970円	2,360円	冷房期間	2,070円	2,750円	3,300円	暖房期間	1,920円	2,560円	3,060円	会議室	通常期間	440円	580円	690円	冷房期間	610円	810円	960円	暖房期間	570円	750円	890円	料理室	通常期間	840円	1,120円	1,340円	冷房期間	1,170円	1,560円	1,870円	暖房期間	1,090円	1,450円	1,740円
種別			期間	午前	午後	夜間																																																																																									
	午前9時～正午	午後1時～午後5時		午後6時～午後10時																																																																																											
ホール	通常期間	1,080円	1,080円	1,290円																																																																																											
	冷房期間	1,510円	1,510円	1,810円																																																																																											
	暖房期間	1,400円	1,400円	1,680円																																																																																											
会議室	通常期間	320円	320円	380円																																																																																											
	冷房期間	450円	450円	540円																																																																																											
	暖房期間	420円	420円	500円																																																																																											
料理室	通常期間	750円	750円	900円																																																																																											
	冷房期間	1,050円	1,050円	1,270円																																																																																											
	暖房期間	980円	980円	1,170円																																																																																											
種別	期間	午前	午後	夜間																																																																																											
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時																																																																																											
ホール	通常期間	1,480円	1,970円	2,360円																																																																																											
	冷房期間	2,070円	2,750円	3,300円																																																																																											
	暖房期間	1,920円	2,560円	3,060円																																																																																											
会議室	通常期間	440円	580円	690円																																																																																											
	冷房期間	610円	810円	960円																																																																																											
	暖房期間	570円	750円	890円																																																																																											
料理室	通常期間	840円	1,120円	1,340円																																																																																											
	冷房期間	1,170円	1,560円	1,870円																																																																																											
	暖房期間	1,090円	1,450円	1,740円																																																																																											

別表第2（第6条関係）

馬路文化センター・保津ヶ丘文化センター使用料

種別	期間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
ホール	通常期間	1,100円	1,460円	1,750円
	冷房期間	1,540円	2,040円	2,450円
	暖房期間	1,430円	1,890円	2,270円
会議室	通常期間	330円	440円	520円
	冷房期間	460円	610円	720円
	暖房期間	420円	570円	670円
料理室	通常期間	770円	1,020円	1,220円
	冷房期間	1,070円	1,420円	1,700円
	暖房期間	1,000円	1,320円	1,580円

備考 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から8月まで、暖房については12月から2月までとする。

備考

- 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。
- 2 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成9年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)				
別表第2（第16条関係）					別表第2（第16条関係）				
温泉料金					温泉料金				
種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)		種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
営業用	50立方メートル以下	<u>5,400円</u>	50立方メートル超	<u>113円</u>	営業用	50立方メートル以下	<u>5,500円</u>	50立方メートル超	<u>115円</u>
自家用	5立方メートル以下	<u>540円</u>	5立方メートル超	<u>113円</u>	自家用	5立方メートル以下	<u>550円</u>	5立方メートル超	<u>115円</u>
メーター使用料					メーター使用料				
口径		使用料（1個1箇月につき）			口径		使用料（1個1箇月につき）		
13ミリメートル		<u>108円</u>			13ミリメートル		<u>110円</u>		
20ミリメートル		<u>162円</u>			20ミリメートル		<u>165円</u>		
25ミリメートル		<u>216円</u>			25ミリメートル		<u>220円</u>		
30ミリメートル		<u>270円</u>			30ミリメートル		<u>275円</u>		
40ミリメートル		<u>378円</u>			40ミリメートル		<u>385円</u>		

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第3（第11条関係）			別表第3（第11条関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
陶芸室	1時間	432円	陶芸室	1時間	440円
工作室	〃	432円	工作室	〃	440円
創作室	〃	432円	創作室	〃	440円
料理実習室	〃	432円	料理実習室	〃	440円
大広間1～5	〃	各4,968円	大広間1～5	〃	各5,060円
特別会議室	〃	2,160円	特別会議室	〃	2,200円
会議室	〃	1,728円	会議室	〃	1,760円
研修室1～4	〃	各432円	研修室1～4	〃	各440円
和室研修室1～2	〃	各432円	和室研修室1～2	〃	各440円
クラブ室1～3	〃	各216円	クラブ室1～3	〃	各220円
企画展示室	〃	216円	企画展示室	〃	220円
コンベンションホール	〃	4,320円	コンベンションホール	〃	4,400円
コンベンションホール控室1～2	〃	各216円	コンベンションホール控室1～2	〃	各220円
響ホール	〃	1,728円	響ホール	〃	1,760円
響ホール控室	〃	216円	響ホール控室	〃	220円
楽屋1～3	〃	各216円	楽屋1～3	〃	各220円
附帯設備	〃	各附帯設備ごとに43,200円を超えない範囲内において市長が別に定める額	附帯設備	〃	各附帯設備ごとに44,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額
ロビーギャラリー パサージュ	〃	100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 54円	ロビーギャラリー パサージュ 屋上庭園	〃	100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 55円
				〃	101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の110を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切

屋上庭園	〃	101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100 分の108を乗じた額とする。ただ し、1円未満の端数については、切 り捨てるものとする。
	〃	1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100 分の108を乗じた額とする。ただ し、1円未満の端数については、切 り捨てるものとする。

別表第4（第15条関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額 に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、 物産市場、コンベンション ビューロー、介護支援セン ター）	1年	固定資産評価基準により算定した額 に100分の6を乗じた額に100分の108 を乗じ土地使用料を加算した額

		り捨てるものとする。
	〃	1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100 分の110を乗じた額とする。ただ し、1円未満の端数については、切 り捨てるものとする。

別表第4（第15条関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額 に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、 物産市場、コンベンション ビューロー、介護支援セン ター）	1年	固定資産評価基準により算定した額 に100分の6を乗じた額に100分の110 を乗じ土地使用料を加算した額

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成17年亀岡市条例第26号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)						
別表第1（第10条関係）							別表第1（第10条関係）						
室名 使用時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	室名 使用時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
集 会 室	円 4,860	円 6,480	円 7,560	円 9,720	円 11,880	円 16,200	集 会 室	円 4,950	円 6,600	円 7,700	円 9,900	円 12,100	円 16,500
和 室	860	1,080	1,290	1,720	2,050	2,910	和 室	880	1,100	1,320	1,760	2,090	2,970

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例（平成26年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)						
別表第1（第10条関係）							別表第1（第10条関係）						
使用時間 区分 室名	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	使用時間 区分 室名	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大会議室	円 5,070	円 6,770	円 8,120	円 10,150	円 12,180	円 17,600	大会議室	円 5,170	円 6,890	円 8,270	円 10,340	円 12,410	円 17,920
小会議室	1,680	2,250	2,700	3,370	4,050	5,850	小会議室	1,720	2,290	2,750	3,440	4,130	5,960
調理室	2,460	3,280	3,940	4,930	5,910	8,540	調理室	2,510	3,350	4,020	5,020	6,030	8,710

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)						
別表第1（第9条関係）					別表第1（第9条関係）						
種別	使用時間区分	午 前	午 後	全 日	宿 泊	種別	使用時間区分	午 前	午 後	全 日	宿 泊
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌日 の午前10時				午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時
	ホ ー ル	<u>1,330円</u>	<u>1,330円</u>	<u>2,460円</u>			ホ ー ル	<u>1,350円</u>	<u>1,350円</u>	<u>2,500円</u>	
	教 室	<u>720円</u>	<u>720円</u>	<u>1,230円</u>			教 室	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>1,250円</u>	
	実 習 室	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,850円</u>			実 習 室	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,880円</u>	
	会 議 室	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>1,020円</u>			会 議 室	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>1,030円</u>	
	コテージ（4人用）			<u>4,000円</u>	<u>8,000円</u>		コテージ（4人用）			<u>4,070円</u>	<u>8,140円</u>
	キャンプサイト			<u>1,620円</u>	<u>3,240円</u>		キャンプサイト			<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>
備考					備考						
1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。					1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。						
2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。					2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。						
3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。					3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。						

別表第3（第12条の2関係）

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に <u>100分の108</u> を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額の範囲内において、市長が定める額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数が生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

別表第3（第12条の2関係）

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に <u>100分の110</u> を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額の範囲内において、市長が定める額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数が生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)										
別表第2（第12条関係）							別表第2（第12条関係）										
使用種別	名称	区分	使用料（1泊につき1人当たり）					使用種別	名称	区分	使用料（1泊につき1人当たり）						
			1人	2人	3人	4人	5人				1人	2人	3人	4人	5人		
宿泊 使用	応挙	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円	宿泊 使用	応挙	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,200円	9,160円	8,140円	7,120円	6,110円		
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円			繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円		
		繁忙期	平日、日曜日又は祝日	16,000円	10,000円	9,000円	8,000円			7,000円	繁忙期	平日、日曜日又は祝日	16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円
			祝日の前日又は土曜日	18,000円	12,000円	11,000円	10,000円			9,000円		祝日の前日又は土曜日	18,300円	12,200円	11,200円	10,100円	9,160円
		特定日	20,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円			特定日	20,300円	13,200円	12,200円	11,200円	10,100円		
	梅岩	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,000円	9,000円	8,000円	—	—	宿泊 使用	梅岩	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,200円	9,160円	8,140円	—	—		
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,000円	10,000円	9,000円	—	—			繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,200円	10,100円	9,160円	—	—		
		繁忙期	平日、日曜日又は祝日	16,000円	10,000円	9,000円	—			—	繁忙期	平日、日曜日又は祝日	16,200円	10,100円	9,160円	—	—
			祝日の前日又は土曜日	18,000円	12,000円	11,000円	—			—		祝日の前日又は土曜日	18,300円	12,200円	11,200円	—	—
		特定日	20,000円	13,000円	12,000円	—	—			特定日	20,300円	13,200円	12,200円	—	—		
	了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	13,000円	8,000円	7,000円	—	—	了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	13,200円	8,140円	7,120円	—	—			
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	15,000円	9,000円	8,000円	—	—		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	15,200円	9,160円	8,140円	—	—			
		繁忙期	平日、日曜日又は祝日	15,000円	9,000円	8,000円	—		—	繁忙期	平日、日曜日又は祝日	15,200円	9,160円	8,140円	—	—	
			祝日の前日又は土曜日	17,000円	10,000円	9,000円	—		—		祝日の前日又は土曜日	17,300円	10,100円	9,160円	—	—	

		特定日	18,000円	11,000円	10,000円	二	二
移住 体験 使用	応挙	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	5,000円	3,000円	2,000円	2,000円	1,500円
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	7,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
	梅岩	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	5,000円	3,000円	2,000円	二	二
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	7,000円	5,000円	4,000円	二	二
	了以	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	4,000円	2,000円	1,500円	二	二
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	6,000円	4,000円	3,000円	二	二
日中 使用	応挙	—	4時間まで	4時間超過 1時間ごとに	4,000円	1,000円	
	梅岩	—					
	了以	—	4時間まで	4時間超過 1時間ごとに	3,000円	500円	

別表第3（第16条関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額

		特定日	18,300円	11,200円	10,100円	二	二
移住 体験 使用	応挙	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	5,090円	3,050円	2,030円	2,030円	1,520円
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	7,120円	5,090円	4,070円	3,050円	2,030円
	梅岩	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	5,090円	3,050円	2,030円	二	二
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	7,120円	5,090円	4,070円	二	二
	了以	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	4,070円	2,030円	1,520円	二	二
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	6,110円	4,070円	3,050円	二	二
日中 使用	応挙	—	4時間まで	4時間超過 1時間ごとに	4,070円	1,010円	
	梅岩	—					
	了以	—	4時間まで	4時間超過 1時間ごとに	3,050円	500円	

別表第3（第16条関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の110を乗じ土地使用料を加算した額

亀岡市土づくりセンター条例（平成17年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																
<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 ふん処理の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳用牛</td> <td>1頭1月につき</td> <td><u>2,057円</u></td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td>1頭1月につき</td> <td><u>1,439円</u></td> </tr> <tr> <td>鶏</td> <td>1羽1月につき</td> <td><u>10円</u></td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1頭1月につき</td> <td><u>205円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1トン</td> <td><u>1,439円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 尿処理の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全畜種</td> <td>100リットル</td> <td><u>123円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用単位	金額	乳用牛	1頭1月につき	<u>2,057円</u>	肉用牛	1頭1月につき	<u>1,439円</u>	鶏	1羽1月につき	<u>10円</u>	豚	1頭1月につき	<u>205円</u>	その他	1トン	<u>1,439円</u>	区分	使用単位	金額	全畜種	100リットル	<u>123円</u>	<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 ふん処理の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳用牛</td> <td>1頭1月につき</td> <td><u>2,095円</u></td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td>1頭1月につき</td> <td><u>1,465円</u></td> </tr> <tr> <td>鶏</td> <td>1羽1月につき</td> <td><u>10円</u></td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1頭1月につき</td> <td><u>208円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1トン</td> <td><u>1,465円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 尿処理の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全畜種</td> <td>100リットル</td> <td><u>125円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用単位	金額	乳用牛	1頭1月につき	<u>2,095円</u>	肉用牛	1頭1月につき	<u>1,465円</u>	鶏	1羽1月につき	<u>10円</u>	豚	1頭1月につき	<u>208円</u>	その他	1トン	<u>1,465円</u>	区分	使用単位	金額	全畜種	100リットル	<u>125円</u>
区分	使用単位	金額																																															
乳用牛	1頭1月につき	<u>2,057円</u>																																															
肉用牛	1頭1月につき	<u>1,439円</u>																																															
鶏	1羽1月につき	<u>10円</u>																																															
豚	1頭1月につき	<u>205円</u>																																															
その他	1トン	<u>1,439円</u>																																															
区分	使用単位	金額																																															
全畜種	100リットル	<u>123円</u>																																															
区分	使用単位	金額																																															
乳用牛	1頭1月につき	<u>2,095円</u>																																															
肉用牛	1頭1月につき	<u>1,465円</u>																																															
鶏	1羽1月につき	<u>10円</u>																																															
豚	1頭1月につき	<u>208円</u>																																															
その他	1トン	<u>1,465円</u>																																															
区分	使用単位	金額																																															
全畜種	100リットル	<u>125円</u>																																															

亀岡市食肉センター条例（平成17年亀岡市条例第42号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
別表第1（第9条関係）				別表第1（第9条関係）			
施設	畜種	単価	金額	施設	畜種	単価	金額
と畜場	牛、馬	1頭	<u>21,600円</u>	と畜場	牛、馬	1頭	<u>22,000円</u>
	子牛、子馬、豚、やぎ、その他	1頭	<u>10,800円</u>		子牛、子馬、豚、やぎ、その他	1頭	<u>11,000円</u>
冷蔵庫	牛、馬	1日1頭	<u>3,240円</u>	冷蔵庫	牛、馬	1日1頭	<u>3,300円</u>
	子牛、子馬、豚、やぎ、その他				子牛、子馬、豚、やぎ、その他		
部分肉処理加工場	牛、馬	1キロ	<u>108円</u>	部分肉処理加工場	牛、馬	1キロ	<u>110円</u>
	子牛、子馬、豚、やぎ、その他				子牛、子馬、豚、やぎ、その他		

亀岡市林業センター条例（平成17年亀岡市条例第43号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)				
別表第1（第9条関係） 亀岡市林業センター使用料					別表第1（第9条関係） 亀岡市林業センター使用料				
設備\使用時間区分	午前	午後	夜間	全日	設備\使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大会議室	円 1,510	円 1,720	円 2,160	円 5,400	大会議室	円 1,530	円 1,750	円 2,200	円 5,500
研修室	750	860	1,080	2,700	研修室	760	870	1,100	2,750
小会議室	540	640	860	2,050	小会議室	550	650	870	2,080

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行								改 正 後 (案)							
別表第3（第3条の2、第10条関係） 3 有料公園施設を使用する場合 (1) 亀岡運動公園野球場及び亀岡運動公園テニスコート								別表第3（第3条の2、第10条関係） 3 有料公園施設を使用する場合 (1) 亀岡運動公園野球場及び亀岡運動公園テニスコート							
施設 \ 使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで		施設 \ 使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
亀岡運動公園野球場	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円		亀岡運動公園野球場	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円	
亀岡運動公園野球場夜間照明	1時間につき6,040円							亀岡運動公園野球場夜間照明	1時間につき6,160円						
亀岡運動公園テニスコート（1面につき）	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円		亀岡運動公園テニスコート（1面につき）	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	
亀岡運動公園テニスコート夜間照明（1面につき）	1時間につき430円							亀岡運動公園テニスコート夜間照明（1面につき）	1時間につき440円						
(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。								(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。							

(2) 亀岡運動公園体育館

区分		使用時間				全日 午前9時～ 午後9時30 分				
		午前9時～ 正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時30 分～午後9 時30分					
大 競 技 場	全面 使用	営利を 目的と しない 場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	円 7,770	円 7,770	円 7,770	円 11,660	円 31,530
				土曜日、 日曜日及 び休日	9,280	9,280	9,280	13,930	37,580	
				その他の催 物に使用す る場合	平日	31,100	31,100	31,100	46,650	125,920
				土曜日、 日曜日及 び休日	37,360	37,360	37,360	56,050	151,300	
				入場料を徴 収し、また、 これに類す る取扱いを する場合	平日	23,320	23,320	23,320	34,990	94,500
				土曜日、 日曜日及 び休日	27,970	27,970	27,970	42,010	113,290	
		その他の催 物に使用す る場合	平日	77,760	77,760	77,760	116,640	314,920		
		土曜日、 日曜日及 び休日	93,310	93,310	93,310	139,960	377,890			
		営利を目的とする場合	平日	116,640	116,640	116,640	174,960	472,390		
		土曜日、 日曜日及 び休日	139,960	139,960	139,960	209,950	566,890			
		部分使用 (3分の1使用する場合)	平日	2,590	2,590	2,590	3,880	10,470		
		土曜日、 日曜日及 び休日	3,130	3,130	3,130	4,750	12,740			
小 競 技 場	全面 使用	営利を 目的と しない 場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	3,240	3,240	3,240	4,860	13,170
				土曜日、 日曜日及 び休日	3,880	3,880	3,880	5,830	15,760	
				その他の催 物に使用す る場合	平日	12,960	12,960	12,960	19,440	52,480
				土曜日、 日曜日及 び休日	15,550	15,550	15,550	23,320	62,960	
				入場料を徴 収し、また、 これに類す る取扱いを する場合	平日	9,720	9,720	9,720	14,580	39,420
				土曜日、 日曜日及 び休日	11,660	11,660	11,660	17,490	47,190	
		その他の催 物に使用す る場合	平日	32,400	32,400	32,400	48,600	131,220		
		土曜日、 日曜日及 び休日	38,880	38,880	38,880	58,320	157,460			
		営利を目的とする場合	平日	48,600	48,600	48,600	72,900	196,880		
		土曜日、 日曜日及 び休日	58,320	58,320	58,320	87,480	236,190			

(2) 亀岡運動公園体育館

区分		使用時間				全日 午前9時～ 午後9時30 分				
		午前9時～ 正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時30 分～午後9 時30分					
大 競 技 場	全面 使用	営利を 目的と しない 場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	円 7,920	円 7,920	円 7,920	円 11,880	円 32,120
				土曜日、 日曜日及 び休日	9,460	9,460	9,460	14,190	38,280	
				その他の催 物に使用す る場合	平日	31,680	31,680	31,680	47,520	128,260
				土曜日、 日曜日及 び休日	38,060	38,060	38,060	57,090	154,110	
				入場料を徴 収し、また、 これに類す る取扱いを する場合	平日	23,760	23,760	23,760	35,640	96,250
				土曜日、 日曜日及 び休日	28,490	28,490	28,490	42,790	115,390	
		その他の催 物に使用す る場合	平日	79,200	79,200	79,200	118,800	320,760		
		土曜日、 日曜日及 び休日	95,040	95,040	95,040	142,560	384,890			
		営利を目的とする場合	平日	118,800	118,800	118,800	178,200	481,140		
		土曜日、 日曜日及 び休日	142,560	142,560	142,560	213,840	577,390			
		部分使用 (3分の1使用する場合)	平日	2,640	2,640	2,640	3,960	10,670		
		土曜日、 日曜日及 び休日	3,190	3,190	3,190	4,840	12,980			
小 競 技 場	全面 使用	営利を 目的と しない 場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	3,300	3,300	3,300	4,950	13,420
				土曜日、 日曜日及 び休日	3,960	3,960	3,960	5,940	16,060	
				その他の催 物に使用す る場合	平日	13,200	13,200	13,200	19,800	53,460
				土曜日、 日曜日及 び休日	15,840	15,840	15,840	23,760	64,130	
				入場料を徴 収し、また、 これに類す る取扱いを する場合	平日	9,900	9,900	9,900	14,850	40,150
				土曜日、 日曜日及 び休日	11,880	11,880	11,880	17,820	48,070	
		その他の催 物に使用す る場合	平日	33,000	33,000	33,000	49,500	133,650		
		土曜日、 日曜日及 び休日	39,600	39,600	39,600	59,400	160,380			
		営利を目的とする場合	平日	49,500	49,500	49,500	74,250	200,530		
		土曜日、 日曜日及 び休日	59,400	59,400	59,400	89,100	240,570			

部分使用 (2分の1使用する場合)	平日	1,620	1,620	1,620	2,480	6,580
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,940	1,940	1,940	2,910	7,880
トレーニングルーム (1人当たり)		320	320	320	320	—
スポーツ相談室		1,080	1,080	1,080	1,620	4,420
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円(全日については、32,400円)を超えない範囲内において規則で定める額					

(3) 亀岡運動公園競技場

区分			使用時間				
			午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	全日 午前9時～ 午後5時		
専用 使用	営利を 目的と しない 場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	円 6,480	円 6,480	円 11,660
			土曜日、日曜 日及び休日	7,770	7,770	14,040	
		その他の催 物に使用す る場合	平日	25,920	25,920	46,650	
			土曜日、日曜 日及び休日	31,100	31,100	56,050	
		入場料を徴 収し、また、 これに類す る取扱いを する場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	19,440	19,440	34,990
			土曜日、日曜 日及び休日	23,320	23,320	42,010	
	その他の催 物に使用す る場合	平日	64,800	64,800	116,640		
		土曜日、日曜 日及び休日	77,760	77,760	139,960		
	営利を目的とする場合		平日	97,200	97,200	174,960	
			土曜日、日曜 日及び休日	116,640	116,640	209,950	
	個人使用			1人1回 210円 (ただし、中学生以下1人1回100円)			
	研修室1			860	860	1,510	
研修室2			320	320	590		
研修室3			160	160	270		
附属設備			各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円 (全日使用については、21,600円)を超えない 範囲内において規則で定める額				

(4) 亀岡運動公園プール

部分使用 (2分の1使用する場合)	平日	1,650	1,650	1,650	2,530	6,710
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,980	1,980	1,980	2,970	8,030
トレーニングルーム (1人当たり)		330	330	330	330	—
スポーツ相談室		1,100	1,100	1,100	1,650	4,510
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円(全日については、33,000円)を超えない範囲内において規則で定める額					

(3) 亀岡運動公園競技場

区分			使用時間				
			午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	全日 午前9時～ 午後5時		
専用 使用	営利を 目的と しない 場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	円 6,600	円 6,600	円 11,880
			土曜日、日曜 日及び休日	7,920	7,920	14,300	
		その他の催 物に使用す る場合	平日	26,400	26,400	47,520	
			土曜日、日曜 日及び休日	31,680	31,680	57,090	
		入場料を徴 収し、また、 これに類す る取扱いを する場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平日	19,800	19,800	35,640
			土曜日、日曜 日及び休日	23,760	23,760	42,790	
	その他の催 物に使用す る場合	平日	66,000	66,000	118,800		
		土曜日、日曜 日及び休日	79,200	79,200	142,560		
	営利を目的とする場合		平日	99,000	99,000	178,200	
			土曜日、日曜 日及び休日	118,800	118,800	213,840	
	個人使用			1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)			
	研修室1			880	880	1,540	
研修室2			330	330	600		
研修室3			160	160	270		
附属設備			各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円 (全日使用については、22,000円)を超えない 範囲内において規則で定める額				

(4) 亀岡運動公園プール

施設	区分		使用単位	金額
プール	当日券	一般	1回	1,230円
		小学生・中学生・義務教育 学校生	1回	510円
		幼児	1回	100円
		ウォータース ライダー	1回	50円
	回数券	一般	11回	12,300円
		小学生・中学生・義務教育 学校生	11回	5,100円
		幼児	11回	1,000円
更衣室ロッカー	1台	1回	100円	
売店	目的外使用	1月	基本額	48,600円
			加算額	月単位の総売上額に 対し、10パーセント 以内で別に定める率 を乗じて得た額

施設	区分		使用単位	金額
プール	当日券	一般	1回	1,250円
		小学生・中学生・義務教育 学校生	1回	520円
		幼児	1回	110円
		ウォータース ライダー	1回	50円
	回数券	一般	11回	12,500円
		小学生・中学生・義務教育 学校生	11回	5,200円
		幼児	11回	1,100円
更衣室ロッカー	1台	1回	100円	
売店	目的外使用	1月	基本額	49,500円
			加算額	月単位の総売上額に 対し、10パーセント 以内で別に定める率 を乗じて得た額

(5) 亀岡運動公園プール管理棟

施設	区分	使用単位	金額
宿泊	一般	1泊	2,700円
	中学生以下	1泊	2,160円
健康運動相談室	全面使用	午前9時～正午	1,080円
		正午～午後3時	1,080円
		午後3時～午後6時	1,080円
		午後6時～午後10時	2,160円
	部分使用 (2分の1使用する場 合)	午前9時～正午	540円
		正午～午後3時	540円
		午後3時～午後6時	540円
		午後6時～午後10時	1,080円
コインランドリー	洗濯機 1台	1回	100円
	乾燥機 1台	1回	100円
レストラン	目的外使用	1月	基本額 108,000円
			加算額 月単位の総売上額に対し、10パーセント以内で別に定める率を乗じて得た額

(5) 亀岡運動公園プール管理棟

施設	区分	使用単位	金額
宿泊	一般	1泊	2,750円
	中学生以下	1泊	2,200円
健康運動相談室	全面使用	午前9時～正午	1,100円
		正午～午後3時	1,100円
		午後3時～午後6時	1,100円
		午後6時～午後10時	2,200円
	部分使用 (2分の1使用する場 合)	午前9時～正午	550円
		正午～午後3時	550円
		午後3時～午後6時	550円
		午後6時～午後10時	1,100円
コインランドリー	洗濯機 1台	1回	100円
	乾燥機 1台	1回	100円
レストラン	目的外使用	1月	基本額 110,000円
			加算額 月単位の総売上額に対し、10パーセント以内で別に定める率を乗じて得た額

(6) 亀岡運動公園野外ステージ

使用時間 区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
基本使用料	2,160円	2,160円	4,320円	4,320円	5,400円	6,480円
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円を超えない範囲内において規則で定める額					
<p>(備考)</p> <p>1 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の10割相当額を加算する。</p> <p>2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。</p> <p>3 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。</p>						

(7) さくら公園多目的運動場

使用時間 施設	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
さくら公園多目的運動場	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
さくら公園多目的運動場夜間照明	1時間につき2,160円					
<p>(備考)</p> <p>1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。</p> <p>2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。</p>						

(6) 亀岡運動公園野外ステージ

使用時間 区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
基本使用料	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	5,500円	6,600円
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円を超えない範囲内において規則で定める額					
<p>(備考)</p> <p>1 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の10割相当額を加算する。</p> <p>2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。</p> <p>3 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。</p>						

(7) さくら公園多目的運動場

使用時間 施設	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
さくら公園多目的運動場	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
さくら公園多目的運動場夜間照明	1時間につき2,200円					
<p>(備考)</p> <p>1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。</p> <p>2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。</p>						

(8) さくら公園体育館

区分		使用時間	使用時間								
			午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで		
全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	2,590	2,590	2,590	2,590	3,880	3,880	16,300
			土曜日、日曜日及び休日	3,130	3,130	3,130	3,130	4,750	4,750	19,760	
		その他の催物に使用する場合	平日	10,360	10,360	10,360	10,360	15,550	15,550	65,340	
			土曜日、日曜日及び休日	12,420	12,420	12,420	12,420	18,680	18,680	78,300	
		入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	7,770	7,770	7,770	7,770	11,660	11,660	49,030
			土曜日、日曜日及び休日	9,280	9,280	9,280	9,280	13,930	13,930	58,530	
	その他の催物に使用する場合	平日	25,920	25,920	25,920	25,920	38,880	38,880	163,290		
		土曜日、日曜日及び休日	31,100	31,100	31,100	31,100	46,650	46,650	195,910		
	営利を目的とする場合			平日	38,880	38,880	38,880	38,880	58,320	58,320	244,940
				土曜日、日曜日及び休日	46,650	46,650	46,650	46,650	69,980	69,980	293,970
部分使用 (2分の1使用する場合)			平日	1,290	1,290	1,290	1,290	1,940	1,940	8,200	
			土曜日、日曜日及び休日	1,510	1,510	1,510	1,510	2,260	2,260	9,500	
スポーツ相談室			750	750	750	750	1,180	1,180	4,860		
附属設備			各附属設備ごとに、1使用時間区分7,560円(全日については、22,680円)を超えない範囲内において規則で定める額								

(8) さくら公園体育館

区分		使用時間	使用時間								
			午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで		
全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	2,640	2,640	2,640	2,640	3,960	3,960	16,610
			土曜日、日曜日及び休日	3,190	3,190	3,190	3,190	4,840	4,840	20,130	
		その他の催物に使用する場合	平日	10,560	10,560	10,560	10,560	15,840	15,840	66,550	
			土曜日、日曜日及び休日	12,650	12,650	12,650	12,650	19,030	19,030	79,750	
		入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	7,920	7,920	7,920	7,920	11,880	11,880	49,940
			土曜日、日曜日及び休日	9,460	9,460	9,460	9,460	14,190	14,190	59,620	
	その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	26,400	26,400	39,600	39,600	166,320		
		土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	31,680	31,680	47,520	47,520	199,540		
	営利を目的とする場合			平日	39,600	39,600	39,600	39,600	59,400	59,400	249,480
				土曜日、日曜日及び休日	47,520	47,520	47,520	47,520	71,280	71,280	299,420
部分使用 (2分の1使用する場合)			平日	1,320	1,320	1,320	1,320	1,980	1,980	8,360	
			土曜日、日曜日及び休日	1,540	1,540	1,540	1,540	2,310	2,310	9,680	
スポーツ相談室			770	770	770	770	1,210	1,210	4,950		
附属設備			各附属設備ごとに、1使用時間区分7,700円(全日については、23,100円)を超えない範囲内において規則で定める額								

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
(駐車料金)				(駐車料金)			
第3条 (略)				第3条 (略)			
区分		使用料		区分		使用料	
自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料	自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料
		1時間を超え1時間30分以内	400円			1時間を超え1時間30分以内	400円
		上記を超える部分につき30分までごとに	200円			上記を超える部分につき30分までごとに	200円
	物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,140円以内で管理者が定める額		物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,230円以内で管理者が定める額

京都地方税機構規約（平成21年亀岡市府総行市第154号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに<u>地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条</u>の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている<u>地方法人特別税</u>に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき<u>自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（同法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号</u>に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（<u>軽自動車税に係るものを除く。</u>）、調査及びデータの作成（<u>軽自動車税に係るものに限る。</u>）並びに</p> <p>これらに関連する事務</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに<u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第8条</u>の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている<u>特別法人事業税</u>に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき<u>自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割（同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）</u>に係る申告書等の受付、税額の算定（<u>自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。</u>）、調査、データの作成（<u>軽自動車税の種別割に係るものに限る。</u>）及びこれらに関連する事務</p> <p>(3) <u>地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等（市町村に直接提出されるものを除く。）</u>の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連す</p>

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。

(2) (略)

別表（第17条関係）

経費	負担金区分	負担金の額
(略)		

る事務

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 前条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。

(2) (略)

別表（第17条関係）

経費	負担金区分	負担金の額	
(略)			
4 第4条第3号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		納税義務者数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の納税義務者数（免税点未満の者を除く。）を京都市を除く京都府内の市町村の納税義務者数

(略)					(免税点未満の者を除く。)で 除して得た数を乗じて得た額	
			調定金額 相当額割 額		経費の額の100分の47.5の6分の 1に相当する額に当該市町村の 償却資産に係る固定資産税の調 定金額に相当する額を京都市を 除く京都府内の市町村の償却資 産に係る固定資産税の調定金額 に相当する額で除して得た数を 乗じて得た額	
4 上記以外の経費			京都府の負担金	5 上記以外の経費	京都府の負担金	経費の額に京都府からの派遣職 員数(第4条第1号から第3号まで に掲げる事務に従事する京都府 からの派遣職員数を除く。)を 構成団体からの派遣職員数(同 条第1号から第3号までに掲げる 事務に従事する構成団体からの 派遣職員数を除く。以下この項 において同じ。)で除して得た 数を乗じて得た額
			市町村の 負担金	基本負担 額	市町村の 負担金	基本負担 額
4 上記以外の経費					人口割額	市町村負担金額の100分の47.5 に相当する額に当該市町村の人 口を京都市を除く京都府内の市 町村の人口で除して得た数を乗 じて得た額
					税収割額	市町村負担金額の100分の23.75 に相当する額に当該市町村の税

		からの派遣職員数を除く。)を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額(以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
	人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
	税収割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の税収を京都市を除く京都府内の市町村の税収で除して得た数を乗じて得た額
	滞納繰越額割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の滞納繰越額を京都市を除く京都府内の市町村の滞納繰越額で除して得た数を乗じて得た額

- 備考 1 個別の構成団体のみに起因する経費については、上記にかかわらず当該構成団体が負担する。
- 2 第2項に規定する調定件数及び法人数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。
- 3 第3項に規定する経費、申告書等の処理に要する事務量及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

		取を京都市を除く京都府内の市町村の税収で除して得た数を乗じて得た額
	滞納繰越額割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の滞納繰越額を京都市を除く京都府内の市町村の滞納繰越額で除して得た数を乗じて得た額

- 備考 1 個別の構成団体のみに起因する経費については、上記にかかわらず当該構成団体が負担する。
- 2 第2項に規定する調定件数及び法人数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。
- 3 第3項に規定する経費、申告書等の処理に要する事務量及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。
- 4 第4項に規定する納税義務者数及び償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。